

平成21年度事業評価書要旨

平成21年8月
金融庁

平成21年度事業評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：証券取引等監視委員会事務局

事業名	電子データ保全解析および証拠化機材の整備 (平成21年度事業評価書：5頁)	事前1
事業の概要	特別調査課では犯則事件の調査を行っているが、IT社会においては、内部者取引における情報伝達ルート、粉飾決算における電子作成文書等、電磁的記録は証拠そのものであり、その記録の保全・解析プロセスは非常に重要であるため、①証拠保全、②専門的解析、③検索・証拠化に必要な機材（デジタルフォレンジック用資機材）の導入を図るものである。 また、証券取引等監視委員会の業務の性質上、証券取引データ、財務・会計データの分析等のニーズも考えられるため、米国SECを始めとした海外当局や民間監査法人のデジタルフォレンジック部門などと同程度の能力を備えるべく、データアナリシスの環境整備を併せて図るものである。	
事業の目的	「経済財政改革の基本方針2008について（平成20年6月27日閣議決定）」においては、金融・資本市場を強化し、世界の中で中核的な金融センターを目指す「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成19年12月21日）を着実に実行するとしており、具体的には、市場の公正性・透明性を確保するため、証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化を図ることとしている。 このような政府方針を踏まえ、証券取引等監視委員会が市場監視業務を適確に遂行するため、電子データ保全解析および証拠化用機材の整備し、高度化・急増等している電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処しようとするものである。	
評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性) 犯則事件の調査過程において、IT社会の進展により、電子機器に保存されている電磁的記録の保全・解析等が必要不可欠となっていることから、高度化・急増等している電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処するために、金融商品取引法で犯則事件の調査権限が与えられている証券取引等監視委員会が、電子データ保全解析および証拠化機材を整備する必要がある。</p> <p>(効率性) 投資者を含む市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対してはこれを厳正に処罰し、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、投資者を含む市場参加者の信頼感を醸成することが重要であるため、犯則事件の調査過程で高度化・急増等している電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処する方法として、電子データ保全解析および証拠化機材を整備することは、他の手段で代替することは困難であり、手段としては適切なものである。</p> <p>(有効性) 電子データ保全解析および証拠化機材を整備することによって、今後、電子機器・電磁的記録に対する①証拠保全、②専門的解析、③検索・証拠化への要請に適正かつ的確に対処可能となるという効果が見込まれる。</p> <p>(事後的な検証時期等) 整備完了予定：平成22年度 検証予定時期：平成23年度</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成目標 電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処する。 ・測定指標 電子データ保全解析および証拠化機材の整備状況 	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日
		記載事項(抜粋)

平成21年度事業評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：監督局総務課リスク分析参事官室

<p>事業名</p>	<p>オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 (平成21年度事業評価書：13頁)</p>		<p>事後1</p>
<p>事業の概要</p>	<p>オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、16年10月から預金取扱金融機関を対象に利用されている。19年度の事業内容は、新たに法規制の対象となった小額短期保険業者のモニタリング業務を支援するためのシステム機能の追加、また、保険会社におけるソルベンシー・マージン比率の見直し等の制度改正に伴う各種分析機能の強化等を行うことにより、システムの一層の機能強化を図るものである。</p>		
<p>事業の目的</p>	<p>本事業は、当庁において、検査と検査の間においても、金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要なことから、金融機関に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、経営状況の常時把握に努めるとともに、金融機関から徴求した情報の分析結果を踏まえて、様々な措置を講じ、金融機関の経営の健全化を促すことを目指すものである。</p>		
<p>評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(達成目標) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施を支援すること。</p> <p>(具体的成果) 早期警戒制度の改正に併せて、選定基準となる指標値の追加など分析機能の修正や徴求項目の追加・変更などのコンピュータ・システムの機能強化等を実施した。これにより、早期警戒支援の対象となる金融機関の選定が迅速かつ柔軟に行われるなど、オフサイト・モニタリングに係る情報の処理の効率性等に資することとなった。 なお、保険会社にかかるシステムについて、19年度実施予定としていた新たに法規制の対象となった少額短期保険業者のモニタリング業務を支援するためのシステム機能の追加及びそれに併せて行う予定としていた分析機能の修正については、無認可共済事業者から少額短期保険業者に移行する先が少数にとどまり、それに伴いシステムによる効率化が当初見込みほど得られないこととなったことから、19年度での実施を見送った。</p> <p>(必要性) 当該システムの機能強化により、国固有の責務である金融機関等の監督について、オフサイト・モニタリングの効果的な実施を支援するものであり、国が直接行うべき業務である。 監督部局の限られた人員により、各種状況の変化に対応しつつ、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを実施するためには、コンピュータ・システムについて、情報の効率的な処理と多様な分析を行えるよう、機能強化を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 金融機関を巡る状況の変化に対応し、分析機能の修正や徴求項目の追加・変更を実施することにより各金融機関の経営に関する情報の適格な把握・分析等の効果を一層高めることとなった。</p> <p>(効率性) 少額短期保険業者のモニタリング業務を支援するためのシステム機能の追加等については、無認可共済事業者から少額短期保険業者に移行する先が少数にとどまり、システム化によるコスト削減効果が見込まれないこととなったことから19年度での実施を見送った。 一方、分析機能の修正等は、制度の改正等に対応するためのものであり、オフサイト・モニタリングを効率的に実施していくに際し、事務運営上適切な手段であった。</p> <p>(総括) 金融機関をとりまく環境変化、費用対効果など効率性を考慮の上、早期警戒制度に係る分析機能の修正など、真に必要とされるシステムの機能について強化を図った。これらの取り組みは、限られた人員・予算のもとで、金融機関の経営状況等の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングの効果的・効率的な実施に資するものになった。 今後においても、引き続き、金融機関をとりまく環境の変化等を踏まえたシステムの更なる強化等の検討が必要である。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>

平成21年度事業評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：監督局総務課金融会社室

事業名	貸金業統計システムの機能拡張 (平成21年度事業評価書：17項)		事後2
事業の概要	改正貸金業法の施行に伴い、貸金業の実態把握のため、毎年3月末時点の業況について各貸金業者に提出を求めている業務報告書の内容が見直されたことから、その集計を行うシステム改良を行うもの。 20年度中にシステム改良を行い、同年度から本システムによる集計を行うこととしていた。		
事業の目的	改正貸金業法の施行に伴い、各貸金業者は、貸金業務の適正化、過剰貸付の防止、金利体系の適正化といった法の趣旨を踏まえ、資金需要者等の安心と信頼の確保のための法令等遵守態勢及び内部管理態勢等の整備を行っていく必要がある。また、貸金業制度のあり方について施行から2年半以内に総量規制などの規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性について検討を加え、その検討結果に応じて所要の見直しを行うこととされている。 このため、金融庁としては、改正貸金業法施行後の貸金業の動向について従来以上に注視していく必要がある。 本事業は、貸金業の実態把握のため各貸金業者に提出を求めている業務報告書の集計を行う業務であり、貸金業の動向を迅速かつ的確に把握することを目的として実施したものである。		
評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(達成目標) 改正貸金業法施行後の貸金業の動向を迅速かつ的確に把握すること。</p> <p>(具体的成果) 改正貸金業法の施行に伴い、貸金業の実態把握のため各貸金業者に提出を求めている業務報告書の内容見直しに対応したシステムの改良を行い、20年10月より運用を開始している。 20年11月には20年3月末現在の業務報告書の集計作業が完了し、その集計結果により、貸金業の実態把握を的確に行うことができた。また、その結果を貸金業統計資料として取りまとめ、金融庁のホームページ上に公表することができた。</p> <p>(必要性) 多重債務問題の解決という今回の法改正の趣旨を踏まえ、貸金業の実態を把握することは、資金需要者等の保護にもつながるものであり、本事業の公益性は高いものである。また、貸金業制度のあり方の検討は国が行うものであり、そのために必要な実態把握は国が直接行うべきものである。 また、様式見直し後の業務報告書は20年3月末現在のものが20年6月末以降随時提出されてくることから、本システムの改良は緊急性の高いものであった。</p> <p>(有効性) 本システムの改良により、見直し後の業務報告書の集計作業を行うことができ、その集計結果により貸金業の実態把握を迅速かつ的確に行うことができた。</p> <p>(効率性) 貸金業法の改正に伴い、業務報告書の様式が見直されることとなったものであるが、本システムを改良し、引き続き活用することにより、速やかな集計業務を行うことができた。</p> <p>(総括) 本システムの改良により、貸金業の実態把握を迅速かつ的確に行うことができた。 今後は、貸金業法の完全施行（22年6月18日までの間で政令で定める日）を控えており、引き続き貸金業の実態把握に努めていくこととする。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成21年度事業評価書要旨

担当部局名：総務企画局総務課情報化・業務企画室、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

評価実施時期：平成21年8月

<p>事業名</p>	<p>金融庁業務支援統合システムの開発 (平成21年度事業評価書：25頁)</p>		<p>成果重視1</p>
<p>事業の概要</p>	<p>金融庁においては、検査、監督、証券取引等監視等の各業務を支援するシステムとして、現状、①金融検査監督データシステム、②金融庁統合モニタリング・分析システム、③証券総合システムの3システムがあり、これらの各システムの調達、開発及び運用はシステムごとに個別に実施しているが、これらを統合して再構築することにより、統合後の次期システムの調達、開発及び運用の合理化を推進し、当該業務に係る経費と業務処理時間の削減などの効果を上げることとしている。 また、この統合により各局内、各局間、各局と財務局等の間において、適切なアクセス管理の下、相互に情報を利用できる仕組みに改善する。</p>		
<p>評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(達成目標) 24年度から単年度で207,560千円の経費削減と約9,450日の業務処理時間の短縮</p> <p>(目標の達成度合いの結果) 複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、24年1月の新システム稼働までは事業の実施に伴う効果は発現しないが、21年度においては、予算措置がなされ、一般競争入札(総合評価落札方式)の結果、スケジュールどおりに設計・開発事業者が決定した。</p> <p>(予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果) 複数年にわたるシステムの設計・開発について、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約を締結したことにより、単年度毎に入札・契約を行う場合に比し、費用の低減及び業務の効率化等が図られる。</p> <p>(進捗状況及び今後の見通し) 21年2月に「統合システムの設計・開発事業者の調達」の公告(一般競争入札(総合評価落札方式))を行い、4月に設計・開発事業者が決定した。また、設計・開発等の業務を円滑に進めるために、8月に工程管理支援事業者を調達し、初期の運用段階まで支援を受けることになった。 今後は、22年3月までに要件定義・設計を行い、22年度以降は開発を行う予定であり、23年度は機器等の調達を行い、24年1月の新システム稼働に向けテスト等を進めていく予定である。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 経済財政改革の基本方針</p>	<p>年月日 平成20年6月27日</p>	<p>記載事項(抜粋) 第2章 成長力の成果 1. 経済成長戦略 II 全員参加経済戦略 ③世界最先端のIT国家化 ・「国民の利便性向上・企業のコスト削減、内部業務の効率化の3つの観点から、国民の立場に立ったIT化を政府において徹底し、国全体のIT化につなげる。」</p>

平成21年度事業評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：公認会計士・監査審査会事務局総務試験室

事業名	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築 (平成21年度事業評価書：25頁)	成果重視2
事業の概要	複雑化する試験事務への対応及び受験者等に対する情報提供サービスの充実のため、コンピュータ・システムの開発を行うものである。	
評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(達成目標)</p> ①公認会計士試験受験者に対する成績通知率の向上 (20年度：目標80%) ②インターネットを経由した情報提供サービスへのアクセス件数の増加 (20年度：目標100千件) <p>(目標の達成度合いの結果)</p> 新試験制度に対応した公認会計士試験システムの開発を行ったことにより、平成18年以降の公認会計士試験論文式試験において、不合格者全員に対して詳細な成績通知を実施できるようになり、成績通知率は100%となった。 また、新試験制度への移行に伴う試験免除の複雑化や受験者数の増加により業務量が増大したが、システム開発により、試験結果の迅速な公表や多角的なデータ分析による受験者への詳細な情報提供が可能になった。 こうして分析・集計した資料はインターネットを通じ受験者等に情報提供を行っているが、情報提供サイトへのアクセス件数は229,333件となり、19年度の210,531件からさらに増加し、目標件数100,000件を大幅に上回った。 <p>(予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果)</p> 運用支援及び機器借入契約については、複数年度で契約締結することにより、単年度契約の場合よりも費用が抑えられた。 <p>(進捗状況及び今後の見通し)</p> 本システムは、平成18年から実施されている新公認会計士試験の円滑な実施に向けて17年度及び18年度に開発を行い、18年1月から随時運用を開始した。免除申請情報を適正に管理する機能や合否判定機能等を開発したことにより、新試験制度に対応した試験事務を迅速に行うことが可能となったことに加え、受験者等に提供する情報を充実させた結果、毎年度、目標は達成された。 なお、平成22年試験から短答式試験の実施を年1回から年2回にすることに伴い、本システムの追加機能の開発を行い、21年2月より運用を開始している。	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日
		記載事項(抜粋)